

令和 4 管理年度以降の配分の基本的考え方

	基本的考え方	都道府県ごとの配分	留保等の配分				
			配慮すべき事項	資源評価に用いるデータへの配慮		未利用分の繰越しの取扱い	
小型魚	WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））を基本として、近年の漁獲実績（平均漁獲実績）を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分する。 大型魚について、令和 3 管理年度までの配分数量が、WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））の平均漁獲実績よりも少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、令和 4 管理年度以降は WCPFC の基準年（2002-04 年（平成 14-16 年））の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとする。	漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準とし、2010-12 年（平成 22-24 年）を基準	・留保は、まき網漁業の配分量から捻出（250 トン）されているが、我が国の漁獲枠の超過リスクが低減していることから、100 トン程度を国が保持する小型魚の留保とする。 ・継続的に資源の回復を図るため、全体として小型魚から大型魚に漁獲可能量をシフトさせることとし、小型魚から大型魚に漁獲枠を振り替える場合に適用される 1.47 倍のメリットを享受するため、我が国全体の振替量 400 トン以上を目指す。 ・国の留保する数量の削減等の結果生じる小型魚の数量については、沿岸漁業等に対する配慮を行う	一部地域のひき縄漁業（加入量の指標算出に使用）に対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分	資源の増大等によりデータの収集のために配分した数量が不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができる	我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保 この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行う	小型魚は沿岸漁業を優先して配分
大型魚		漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準とし、2015-17 年（平成 27-29 年）の 4 月から翌年 3 月の漁獲実績を基準	・漁獲状況を考慮し、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う ・都道府県の直近の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分 ・配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分 ・混獲が想定される漁業種類（かじき等流し網漁業）に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分・小型魚から大型魚に漁獲可能量を振替えた管理区分については、一定の数量を当初に上乗せ配分 ・我が国の漁獲枠の超過リスク及び遊漁による採捕量を一定程度考慮し、100 トン程度を国が保持する大型魚の留保とする				大型魚は沿岸漁業及びかつお・まぐろ漁業を優先して配分